

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.040

処 分 名	緊急措置（液化石油ガス法対象設備に係るもの）
処 分 の 概 要	液化石油ガス供給設備及び消費設備について、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、必要な措置をすることができます。
根拠法令等・条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第39条
処 分 基 準	◎液化石油ガス供給設備又は消費設備について、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める場合は処分の対象となります。  なお、処分の性質上、個々の事案ごとに判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

■高圧ガス保安法

第39条 経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置をすることができる。

- 一 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。
- 二 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。
- 三 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。